

令和7年度一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和7年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和60年条例第27号）第4条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

加古川市長 岡田 康 裕

令和7年度一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物のうち、ごみについては令和4年度から高砂市のエコクリーンピアはりまで高砂市、稲美町、播磨町とともに広域ごみ処理を行っている。エコクリーンピアはりまは処理容量をコンパクトにしているが、ごみの搬入量は減少が続いていることから支障なく稼働している。しかしながら、ごみの減量は世界的な課題となっている温室効果ガスの発生抑制にもつながることから、現状にとどまることなく、3Rの推進等によりさらなる減量を図る。

生活排水処理については、一層のし尿及び浄化槽汚泥の適正処理を図るため、浄化槽補助区域においては、単独処理浄化槽や汲み取り式トイレから合併処理浄化槽への転換と、浄化槽の適正な維持管理を促進するとともに、老朽化に対する施設更新を行った尾上処理工場を適正に運営管理し、生活環境及び公衆衛生の向上を図る。

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) ごみの発生量及び処理量見込み

(単位：t)

ごみ発生量合計		59,550
家庭系ごみ		41,080
市の収集		38,620
燃やすごみ		37,090
燃やさないごみ		1,130
粗大ごみ		400
自己搬入		2,460
燃やすごみ		950
燃やさないごみ		480
粗大ごみ		1,030
事業系ごみ		18,470
許可業者の収集		16,700
燃やすごみ		16,660
粗大ごみ		40
自己搬入		1,770
燃やすごみ		1,750
粗大ごみ		20

(2) 資源物の発生量及び処理量見込み

(単位：t)

資源物発生量合計	10,083
家庭系資源物	5,693
市の収集	5,440
かん類	210
びん類	980
ペットボトル	190
紙類	1,530
衣類	350
蛍光灯	10
乾電池	50
剪定枝	2,120
自己搬入	253
紙類	3
小型家電	10
水銀使用製品	1トン未満
剪定枝	240
事業系資源物	4,390
許可業者の収集	80
剪定枝	80
自己搬入	4,310
紙類	150
剪定枝	4,160

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく対象4品目、①冷蔵庫及び冷凍庫、②エアコン、③洗濯機及び衣類乾燥機、④テレビ（ブラウン管型、液晶・プラズマ、有機EL）は収集、処理の対象外とする。また、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づくパソコンは市施設における処理の対象外とする。

(3) その他

小動物の死体	1,900頭
大型野生動物の死体	16頭

2 ごみの排出抑制及び資源化への方策について

- (ア) 指定ごみ袋制度
 - ・ ごみ減量及び資源化の推進のため、家庭からごみステーションに出す燃やすごみを対象に実施
- (イ) 広報及び啓発活動
 - ・ 「ごみ分別の手引き」「ごみ収集日程表」等による周知
 - ・ 広報かこがわやホームページ等を利用した啓発
 - ・ エコ暮らし相談会等のイベントにおけるごみ減量の啓発
 - ・ 町内会や高齢者大学等を対象とした出前講座の実施
 - ・ 段ボールコンポスト等を活用した環境学習の実施
 - ・ 小中学生を対象にした3R促進標語及びポスターの募集
 - ・ 小学生を対象にしたごみ減量チャレンジ事業の実施
 - ・ 事業者へのリーフレット等の送付による啓発
- (ウ) 古紙リサイクルの推進
 - ・ 集団回収活動に対する奨励金の交付
 - ・ 資源化センターでの無料回収
 - ・ 機密書類の無料回収
- (エ) 剪定枝等の資源化
 - ・ 事業所から発生する剪定枝・草の資源化事業の実施
 - ・ 家庭から発生する剪定枝・草の分別収集及び資源化事業の実施
 - ・ 家庭等から発生する剪定枝を粉碎する機械の貸出しによる資源の有効活用の推進
- (オ) ペットボトルのリサイクル
 - ・ 2市2町（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）で回収した全てのペットボトルを新しいペットボトルに再生する水平リサイクル「ボトルt o ボトル・リサイクル」を実施
- (カ) 小型家電の回収
 - ・ 市役所、市民センター、公民館等に配置した回収ボックスで、使用済小型家電を回収
 - ・ 宅配便を利用した回収制度による使用済小型家電回収の実施
- (キ) インクカートリッジの回収
 - ・ 市役所、市民センター、公民館、図書館等に配置した回収ボックスで、家庭から発生する使用済インクカートリッジ（「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」参加4社の製品に限る。）を回収
- (ク) 水銀使用製品廃棄物の回収
 - ・ 市役所、市民センター、公民館等に配置した回収ボックスで、家庭から発生する水銀を使用した体温計等の廃棄物を回収
- (ケ) リユースの促進
 - ・ 協定を締結している(株)ジモティーや(株)マーケットエンタープライズのインターネットサイト等の利用等により不用になった家庭用品等の再使用を促進

- (1) 食品ロスの削減
 - ・ 「おいしい食べきり運動協力店」を募集し、事業者と市民が一体となった食品ロス削減を実施
 - ・ 「てまえどり運動」の展開により事業系食品ロス削減を推進
 - ・ 生協、民生児童委員連合会、金融機関、大学との共催によるフードドライブを実施
- (サ) 厨芥類の減量化
 - ・ 電動式生ごみ処理機、コンポスト容器普及のため、家庭、事業所を対象とした購入補助制度を実施
 - ・ 段ボールコンポスト普及のための無料配布と利用啓発のための出前講座等を実施
- (シ) 事業系ごみの分別指導
 - ・ リーフレット等によるごみ減量や分別についての啓発
 - ・ 機密書類資源化の促進や雑がみ等の古紙分別を啓発
- (ス) レジ袋の削減
 - ・ 協定に基づき、小売店舗でのレジ袋無料配布を廃止し、マイバッグの持参を促進

3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) ごみ

分別区分	区分内容	収集回数	収集方法
燃やすごみ	台所ごみ（料理くず、残飯、食用油など）、ビニール類、プラスチック類、ゴム類、皮革製品類、布類（下着、タオルなど）、資源化できない紙類、木くず	週2回	ステーション方式
	ライター	年6回	
燃やさないごみ	陶器類、金属類、ガラス、混合物	月1回	ステーション方式
粗大ごみ	家具類、電気製品、生活用品（自転車、もの干し竿など）、レジャー用品（スキー板、ゴルフ用品など）、敷物類（じゅうたん、カーペットなど）、寝具類（ふとん、マットレスなど） ※ 45 リットルのポリ袋に入らない大きさのもの	随 時	戸別収集
事業系ごみ		随 時	許可業者による個別収集

(2) 資源物

分別区分	区分内容	収集回数	収集方法
蛍光灯	丸型・直管型・電球型蛍光灯など	年6回	ステーション方式
乾電池	マンガン・アルカリ乾電池、ボタン電池・リチウムイオン電池など	年6回	ステーション方式
紙類	新聞紙（チラシ）、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック	月2回	ステーション方式
びん	飲料や調味料などが入っていたもの	月1回	ステーション方式
かん	飲料や食品のスチール缶及びアルミ缶、スプレー缶など	月1回	ステーション方式
ペットボトル	飲料や調味料などが入っていたもの	月1回	ステーション方式
衣類		月1回	ステーション方式
剪定枝	剪定した枝、草、葉	月2回	ステーション方式
小型家電		随 時	拠点収集
インクカートリッジ	「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」参加4社純正品	随 時	拠点収集
水銀使用製品	体温計、温度計、血圧計など	随 時	拠点収集

(3) その他

分別区分	収集回数	収集方法
小動物の死体	随 時	個別収集
大型野生動物の死体	随 時	個別収集

ア ごみステーション（集積所）

家庭から排出される一般廃棄物の集積所は、原則として、それを利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を町内会等から市に申請して、市が収集可能であると確認した場所とする。なお、加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の3第1項に規定する一般廃棄物処理計画に定める家庭から排出される一般廃棄物の集積所については、ごみステーション地図台帳に記載されたものとする。

イ さわやか収集

ごみ出しの協力が得られず、かつ、市が収集するごみステーションに自らごみを持ち出すことが困難な高齢者・障がい者に対して、戸別にごみの収集を行う。

ウ 指定ごみ袋の使用

市が収集する燃やすごみを排出する場合（ごみステーションへの排出及びさわやか収集）、当該燃やすごみを市長が指定する袋に収納しなければならない。

エ 適正排出の徹底

市が収集するごみステーションに排出できるごみは、家庭から排出される一般廃棄物のみとし、事業所や店舗などから排出されるものや、引越しや大掃除などで出る一時多量ごみはごみステーションに排出することはできない。その他、農薬などの薬品、シンナーやプロパンガスボンベなど引火あるいは爆発の可能性のある危険物、また、タイヤやバッテリーなど処理に著しい支障のあるものも排出することはできない。

4 一般廃棄物の処理方法及び処理主体について

(1) 収集・運搬

ア 収集区域の範囲

市内全域 138.48平方キロメートル

計画人口 255,800人

計画世帯 120,200世帯

イ 収集する廃棄物の量 59,550トン

(a) ごみ

区 分	収集・運搬方法
燃やすごみ	直営、借上げ、委託 ※ 委託業者：(有)平山商店 (株)アルファ 大山環境整備自動車(合) (有)平成環境 (有)ダイヨシ環境管理 ※ ライターは、公益社団法人加古川市シルバー人材センターに委託
燃やさないごみ	直営、借上げ
粗大ごみ	直営
燃やすごみ、 粗大ごみ (事業系)	一般廃棄物処理業許可業者

(b) 資源物

区 分	収集・運搬方法	委託業者名
かん	直営	
びん	委託	(株)エス・ケー・エス
ペットボトル	委託	(株)エス・ケー・エス
紙類	委託	(株)エス・ケー・エス
衣類	委託	(株)エス・ケー・エス
蛍光灯	委託	公益社団法人 加古川市シルバー人材センター
乾電池	委託	公益社団法人 加古川市シルバー人材センター
剪定枝 (家庭系)	委託	公益社団法人 加古川市シルバー人材センター
剪定枝 (事業系)	一般廃棄物処理業 許可業者	

(c) その他

区 分	収集・運搬方法	委託業者名
小動物の死体	委託	ネオトライ(株)

※ 一時多量ごみの運搬は、排出者及び一般廃棄物処理業許可業者とする。

※ 一般廃棄物処理業許可業者（ごみ収集・運搬）

大山環境整備自動車(合) 金澤産業(株) 木村工業(株) (有)ダイヨシ環境管理
(有)東洋興産 (有)若松産業 (有)播磨興業 (有)山木産業環境開発 (有)平成環境
(有)平山商店 サンヨーカンキョウ(有) (株)アルファ (有)新和興産

(2) 中間処理～最終処分

「中間処理」「中間処理後の搬送」「最終処分」のいずれも高砂市への事務の委託とし、東播臨海広域クリーンセンター（エコクリーンピアはりま）へ搬入する。

ア 処理施設の概要

東播臨海広域クリーンセンター（エコクリーンピアはりま）

所在地 高砂市梅井6丁目1番1号

(a) 可燃ごみ処理施設

型式 回転ストーカ炉

処理能力 429トン／日（143トン／24時間×3炉）

(b) 不燃・粗大ごみ処理施設

型式 破碎、選別処理

処理能力 34トン／5時間

イ 処理手数料

種類	料金
家庭系一般廃棄物	10kgにつき50円
事業系一般廃棄物	10kgにつき130円

ウ 残渣

高砂市において、焼却残渣の処理を行う。

(a) 埋立：大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）で行う。

(b) セメント化：公益財団法人ひょうご環境創造協会で行う。

エ 小動物の死体の焼却処理は、委託（市外）とする。

大型野生動物の死体の焼却処理は、委託（市外）とする。

(3) 資源化

ア 施策による資源化量

資源物の総量	11,623トン
分別収集により直接資源化する量	5,520トン
自己搬入により直接資源化する量	4,563トン
集団回収により直接資源化する量	1,540トン
※ 中間処理後の再生利用は高砂市において行う	

直接資源化する量

(単位：t)

直接資源化量		10,083
分別収集によるかん類等の資源化量		5,520
かん類		210
びん類		980
ペットボトル		190
紙類		1,530
衣類		350
蛍光灯		10
乾電池		50
剪定枝（許可業者含む）		2,200
自己搬入による資源化量		4,563
紙類		153
小型家電		10
剪定枝		4,400
集団回収による資源化量		1,540
紙類		1,390
衣類		100
金属類		50

イ 関連施設の概要

(a) 加古川市資源化センター

所在地	加古川市平荘町上原210番地の1
建築面積	598平方メートル (ストックヤード567平方メートル・事務所31平方メートル)

(b) 剪定枝等一時保管所

所在地	加古川市平荘町磐1315番地
保管容量	560立方メートル(260トン)

(4) 一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ア 市外で処理する廃棄物

(単位：t)

廃棄物の種類	排出主体	収集・運搬 主体	処理主体	処理を 行う地域	処理方法	対象量 (年間)
家庭系及び事業 系一般廃棄物	加古川市民 又は 加古川市の 事業者	加古川市 又は 各排出者 許可を受けた者	東播臨海広 域クリーン センター (エコクリ ーンピアは りま)	兵庫県 高砂市	焼却 資源化	56,450
					破碎 資源化	3,100
剪定枝	加古川市民 又は 加古川市の 事業者	D I N S 関 西 (株)		大阪府 堺市	チップ化	6,600
大型野生動物の 死体	加古川市	(株)猪名川動物霊園		兵庫県 川辺郡 猪名川町	焼却	1
販売、調理等に 伴って発生する 食品廃棄物等	マックス バリュ 西日本(株)	大環 境 (株)	大栄環境(株)	兵庫県 三木市	堆肥化	172
	イオン リテール(株)	木 村 工 業 (株)				88
調理等に伴って 発生する 食品廃棄物等	スター バックス コーヒ ージャパン(株)	(株)睦商興	ハリマ産業 エコテック (株)	兵庫県 姫路市		5
	日本マクド ナルド(株)	木 村 工 業 (株)				12
	生活協同組合 コープこうべ		兵庫県 三木市			9

イ 市外から搬入され、市内で処理する廃棄物

(単位：t)

廃棄物の種類	排出主体	収集・運搬主体	処理主体	処理を行う地域	処理方法	対象量 (年間)
事業系一般廃棄物	(株)神戸製鋼所 高砂製作所		(株)神戸製鋼所 加古川製鉄所	加古川市	焼却	650

5 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

ア 下水道で処理する人口	231,500人
イ し尿収集人口	8,800人
ウ 浄化槽処理人口	15,500人

(2) し尿・汚泥の処理計画 (収集運搬計画)

ア 収集・運搬する廃棄物の量

(a) し尿	11,280k l／年
(b) 浄化槽汚泥	18,107トン／年

イ 収集区域の範囲

(a) し尿 (8,800人)

直営 委託業者の収集運搬区域以外の区域 (3,500人)

委託業者 それぞれ下記の区域 (5,300人)

<㈱東播清掃>	加古川町	：大野、中津、河原、美乃利の各一部を除く
	野口町	：野口、古大内、二屋、坂井、長砂、良野、坂元
	尾上町	：全域
	別府町	：全域
	八幡町	：野村、宗佐
	東神吉町	：全域
	西神吉町	：宮前昭和苑
	米田町	：全域
	<(有)平岡清掃>	
	野口町	：水足、北野
<ヘイアンケミカル㈱>	平岡町	：全域
	上荘町	：井ノ口
<志方清掃舎>	金沢町	：全域
	西神吉町	：岸、大国
<池田清掃>	志方町	：上ノ町、中ノ町、下ノ町、東町、西飯坂、原、成井、行常、畑
	志方町	：上冨木、横山、横山台、投松、細工所、野尻、城山台、西牧、山中、西山
<堀口清掃>	志方町	：南町、広尾西、中才、岡、大沢、東中、東飯坂、大宗、横大路
	<第二堀口清掃>	
	西神吉町	：辻
	志方町	：西中、高畑、広尾東、永室

(b) 浄化槽汚泥 下水道処理区域の一部とその他の市内全域 (15,500人)

※浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業 (取扱廃棄物は浄化槽汚泥に限る) 許可業者

㈱東播清掃	播磨営繕(有)	(有)平岡清掃	ヘイアンケミカル㈱
志方清掃舎	池田清掃	堀口清掃	第二堀口清掃
(有)エコクリーン	㈱S I C		

※浄化槽清掃業のみ許可業者

(株)大洋

ウ 収集回数

- (a) し尿 原則として、定期計画収集を実施する。
 (b) 浄化槽汚泥 随時

エ 収集方法

- (a) し尿 従量制による定期計画収集
 (b) 浄化槽汚泥 浄化槽管理（設置）者と、許可業者 11 社との個別契約に基づき、許可業者が随時清掃及び収集運搬する。

オ 中継施設の概要

神野貯留槽 加古川市神野町石守 鉄筋コンクリート 88k1

(3) 中間処理計画

ア 施設の概要

施設名 加古川市尾上処理工場
 所在地 加古川市尾上町養田 1650 番地
 形式 下水道投入処理
 能力 99k1/日

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

- (a) し尿 直営 3,873k1/年
 委託 7,407k1/年

委託業者名	搬入量 k1/年	委託業者名	搬入量 k1/年
(株)東播清掃	2,028	池田清掃	842
(有)平岡清掃	708	堀口清掃	1,159
ハイアンケミカル(株)	531	第二堀口清掃	1,485
志方清掃舎	654	合 計	7,407

- (b) 浄化槽汚泥 18,107トン/年

許可業者名	搬入量トン/年	許可業者名	搬入量トン/年
(株)東播清掃	340	播磨営繕(有)	532
(有)平岡清掃	921	志方清掃舎	1,260
ハイアンケミカル(株)	6,315	池田清掃	1,995
(有)エコクリーン	1,455	堀口清掃	361
(株)S I C	3,639	第二堀口清掃	1,289
		合 計	18,107

ウ 発生する余剰汚泥等の量及び処分方法

種 類	量トン／年	処分方法	処 分 先
し 渣	2 5	焼 却	東播臨海広域クリーンセンター (エコクリーンピアはりま)
リ ン	9	肥 料 化	水 ing 連合体
脱水汚泥	6 0 0	堆 肥 化	クリーン発酵株式会社

(4) 最終処理計画

最終処分の概要

中間処理施設において前処理し、全量を兵庫県加古川下流浄化センターに放流し（兵庫県に処理委託）、下水と一括処理をする。

(5) 住民に対する広報・啓発活動

- ア 公共下水道未接続者への啓発を進めるとともに、浄化槽の適正管理について啓発を行う。
- イ 合併処理浄化槽設置補助金及び維持管理費補助金の活用に向けた広報・啓発を行う。